

福島県企業局業務委託に係る一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福島県企業局財務規程（昭和44年福島県企業局管理規程第8号。以下「規程」という。）第231条の規定に基づき、福島県企業局が発注する業務委託に係る一般競争入札の実施に当たり、必要な事項を定めるものとする。

(入札参加資格)

第2条 業務委託に係る一般競争入札に参加するために必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項各号及び第2項の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

2 入札参加資格について、前項に定める事項のほか、次の中から必要に応じて選択するものとする。

- (1) 配置技術者の要件
- (2) 同種又は類似業務実績の有無
- (3) 同規模業務実績の有無
- (4) 地域要件
- (5) その他必要な事項

(入札の公告等)

第3条 企業総務課長（以下「課長」という。）及びいわき事業所長（以下「所長」という。）は、施行令第167条の6第1項及び規程第194条第1項の規定に基づき入札の公告をするものとする。

2 公告は、次に掲げる事項について行うものとし、その内容については、福島県公式ホームページに掲載する方法及び県政情報センター等における閲覧の方法により公告するものとする。

- (1) 契約の目的、規格、数量その他のその内容に関する事項
- (2) 契約条項を示す場所及び期間
- (3) 入札書等の提出方法及び提出期限
- (4) 入札執行の場所及び日時
- (5) 入札保証金及び契約保証金に関する事項
- (6) 入札に参加する者に必要な資格
- (7) 前号の資格を有することの確認の方法に関する事項
- (8) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨
- (9) 契約が議会の議決を要するものであるときは、その議決を得たときに契約が成立する旨
- (10) 規程により契約を締結する旨
- (11) その他必要な事項

(設計図書の閲覧等)

第4条 課長及び所長(以下「課長等」という。)は、入札参加希望者に対し、業務委託契約書、入札心得、図面、仕様書等(以下「設計図書等」という。)を閲覧させるものとする。

- 2 入札参加希望者は、設計図書等について、業務委託に係る一般競争入札設計図書等に関する質問書(様式第1号。以下「質問書」という。)を課長等に提出することができる。
- 3 課長等は、前項の規定により提出された質問書について、業務委託に係る一般競争入札設計図書等に関する回答書(様式第2号。以下「回答書」という。)を福島県公式ホームページに掲載するとともに、当該質問書及び回答書を設計図書等の閲覧場所において閲覧に供するものとする。

(入札参加資格確認申請)

第5条 入札参加希望者は、業務委託に係る一般競争入札参加資格確認申請書(様式第3号。以下「申請書」という。)及び公告した入札参加資格を確認できる書類(様式第4号及び様式第5号。以下「確認書類」という。)各1部を公告した提出期限までに課長等に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により提出された申請書及び確認書類は、次に定めるところにより取り扱うものとする。
 - (1) 提出期限以降における差替え及び再提出は、認めないこと。
 - (2) 作成に係る費用は、申請者の負担とすること。
 - (3) 申請書及び確認資料は、返却及び公表を行わず、他の用途には使用しないこと。

(本局が発注する業務委託に係る一般競争入札参加資格者審査委員会)

第6条 本局が発注する業務委託に係る入札参加資格の設定及び入札参加資格の有無を審議、決定するため、企業局業務委託に係る一般競争入札参加資格者審査委員会(以下「本局審査委員会」という。)を本局に置く。

- 2 本局審査委員会は、企業局工事等の請負契約に係る入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱第4条に定める測量等企業局指名運営委員会の委員をもって構成する。
- 3 会長は企業局長、副会長は企業局次長をもって、これに充てる。
- 4 会長は、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 会長、副会長がともに事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 7 本局審査委員会は、必要の都度会長が招集し、その会議は、非公開とする。
- 8 本局審査委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 9 本局審査委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 10 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。
- 11 委員は、職務上知りえた秘密をもらしてならない。
- 12 本局審査委員会の庶務は、企業総務課長において処理する。

(いわき事業所が発注する業務委託に係る一般競争入札参加資格者審査委員会)

第7条 いわき事業所が発注する業務委託に係る入札参加資格の設定及び入札参加資格の

有無を審議、決定するため、いわき事業所業務委託に係る一般競争入札参加資格者審査委員会（以下「事業所審査委員会」という。）をいわき事業所に置く。

- 2 事業所審査委員会は、会長及び次に掲げる委員をもって組織する。
次長（2人以上の次長が置かれる場合は、そのすべての次長とする。）、総務課長、施設管理課長
- 3 会長は、所長をもってこれに充てる。
- 4 会長は、会務を総理する。
- 5 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。
- 6 事業所審査委員会は、必要の都度会長が招集し、その会議は、非公開とする。
- 7 事業所審査委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 8 事業所審査委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 9 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。
- 10 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 11 事業所審査委員会の庶務は、事業所の総務課長において処理する。

（入札参加資格の確認）

第8条 課長等は、申請書及び確認資料を受理したときは、次の手続により入札参加資格の確認を行うものとする。

- (1) 課長等は、受理した申請書及び確認資料に基づき、業務委託に係る一般競争入札参加資格確認内申書（様式第6号）及び業務委託に係る一般競争入札参加資格確認等一覧表（様式第7号。以下「一覧表」という。）を作成し、本局審査委員会又は事業所審査委員会に諮り、入札参加資格の有無を確認するものとする。
- (2) 課長等は、前号の確認結果について、業務委託に係る一般競争入札参加資格確認通知書（様式第8号。以下「確認通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

（入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明）

第9条 入札参加資格がないと認められた者は、課長等に対し、その理由について書面により説明を求められることができる。

- 2 前項の規定により説明を求められた課長等は、書面により回答を行うものとする。
- 3 課長等は、第1項の規定により説明を求めた者に入札参加資格があると認める場合には、改めてこの要領に定める審査の手続きを経て、入札参加資格がないと認める旨の通知を取り消す旨の通知及び入札参加資格があると認める旨の通知を、前項の回答に併せて行うものとする。

（入札の執行）

第10条 入札を執行する者は、入札の執行に先立ち、入札参加資格があることを確認した旨の確認通知書を入札参加者に提示させるものとする。

- 2 入札を執行する者は、入札金額に対応した見積内訳書（数量、単価、金額等を明らかにしたものに限る。）の提出を求め、当該業務の積算内容を把握している責任者が確認をするものとする。

附 則

この要領は、平成27年11月19日から施行し、同日以降の起工分から適用する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、同日以降の起工分から適用する。

業務委託に係る一般競争入札設計図書等に関する質問書

年 月 日

（福島県企業局〇〇課長又はいわき事業所長） 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

電話番号

印

（作成担当者

）

工事番号	第 号
業務名	
質 問 事 項	

業務委託に係る一般競争入札設計図書等に関する回答書

年 月 日

（福島県企業局〇〇課長又はいわき事業所長）

工事番号	第 号
業務名	
質 問 事 項	
回 答 事 項	

業務委託に係る一般競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

（福島県企業局〇〇課長又はいわき事業所長） 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名
電話番号
（作成担当者

印

）

平成 年 月 日付で公告のありました、〇〇業務委託に係る一般競争入札参加資格
について確認を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。
なお、添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

（注）返信用封筒として、表に申請者の住所及び商号又は名称を記載し、簡易書留料金を加えた
所定の料金の切手を貼った長形3号の封筒をこの申請書と併せて提出してください。

配置技術者の資格、業務経験（総括責任者・副総括責任者、運転技術員）

商号又は名称

技術者氏名	年 齢	歳	資 格		
業 務 名					
発注者名					
業務場所					
契約金額	百万円		百万円		百万円
契約期間	年 月 ～ 年 月	年 月 ～ 年 月	年 月 ～ 年 月	年 月 ～ 年 月	年 月 ～ 年 月
業務の概要					
1					
2					
3					
従事役職					
果たした役割					

記入上の注意（委託業務の内容に応じて、注意事項を追加する。）

- 1 業務単位に、直近の業務から順に記入し、4件を超える場合は別紙とすること。
- 2 業務の概要、果たした役割について、簡潔に記入すること。
- 3 総括責任者、副総括責任者、技術者ごとに作成すること。

業務実績

商号又は名称

受託業務名				
発注者名				
業務場所				
契約金額	百万円	百万円	百万円	百万円
契約期間	年 月 ～ 年 月	年 月 ～ 年 月	年 月 ～ 年 月	年 月 ～ 年 月
業務の概要				
1				
2				
3				

記入上の注意（委託業務の内容に応じて、注意事項を追加する。）

- 1 対象は、国、都道府県、市町村又は公社、公団等の特殊法人発注の委託事業とする。
- 2 業務単位ごとに、直近の業務から順に記入し、4件を超える場合は別紙とすること。
- 3 業務の概要は、簡潔に記入すること。

業務委託に係る一般競争入札参加資格確認内申書

第 号
年 月 日

一般競争入札参加資格者審査委員会会長 様

（福島県企業局〇〇課長又はいわき事業所長）印

このことについて、別紙業務委託に係る一般競争入札参加資格確認等一覧表のとおり確認の申請がありましたので、入札参加資格の有無を調査審議願いたく内申します。

記

工事番号 第 号
業務名

業務委託に係る一般競争入札参加資格確認通知書

い事 第 号
年 月 日

商号又は名称 代表者氏名 様

（福島県企業局〇〇課長又はいわき事業所長）

さきに申請のありました〇〇業務委託に係る入札参加資格について、下記のとおり確認しましたので、お知らせします。

なお、入札参加資格がないと通知された方は、理由の説明を求められますので、説明を求める場合は、 年 月 日までに、その旨を記載した書面を提出してください。

記

公 告 日		
工 事 番 号		
業 務 名		
入札参加資格の有無	有	
	無	
	入札参加資格がないと認めた理由	

（注）入札参加希望者全員が入札参加資格有りの場合は、なお書きを削除すること。

配置技術者の資格、業務経験（総括責任者・副総括責任者、運転技術員）

商号又は名称

技術者氏名	年 齢	歳	資 格		
業 務 名					
発注者名					
業務場所					
契約金額	百万円		百万円	百万円	百万円
契約期間	年 月 ～ 年 月	年 月 ～ 年 月	年 月 ～ 年 月	年 月 ～ 年 月	年 月 ～ 年 月
業務の概要					
1 1日当たりの給水 又は処理実績					
2 施設の概要 （給水又は処理能 力、浄水方式等）					
3 ポンプ設備の概要 （容量等）					
従事役職					
果たした役割					

記入上の注意

- 1 業務単位に、直近の業務から順に記入し、4件を超える場合は別紙とすること。
- 2 業務の概要、果たした役割について、簡潔に記入すること。
- 3 1日当たりの給水又は処理実績については、業務に係る年間総数量を年間稼働日数で除した数量を記入すること。
- 4 総括責任者、副総括責任者、運転技術員ごとに作成すること。

25,000 m³/日以上を受託業務実績

商号又は名称

受託業務名				
発注者名				
業務場所				
契約金額	百万円	百万円	百万円	百万円
契約期間	年 月 ～ 年 月	年 月 ～ 年 月	年 月 ～ 年 月	年 月 ～ 年 月
業務の概要 1 1日当たりの給水 又は処理実績 2 施設の概要 （給水又は処理能 力、浄水方式等） 3 ポンプ設備の概要 （容量等）				

記入上の注意

- 1 対象は、国、都道府県、市町村又は公社、公団等の特殊法人発注の委託事業とする。
- 2 業務単位ごとに、直近の業務から順に記入し、4件を超える場合は別紙とすること。
- 3 業務の概要は、簡潔に記入すること。
- 4 1日当たりの給水又は処理実績については、業務に係る年間総数量を年間稼働日数で除した数量を記入すること。

福島県企業局業務委託に係る一般競争入札心得

(目的)

第1条 福島県企業局業務委託契約に係る一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、法令に定めるもののほか、この心得の定めるところにより入札しなければならない。

(入札保証金)

第2条 入札保証金の納付については、別に定めるところによる。

(入札の方法等)

第3条 入札参加者は、入札公告、金額抜き設計図書、仕様書、契約の方法及び入札の条件及び現場等を熟知の上入札しなければならない。

2 入札参加者は、入札書を作成し、入札公告に示した入札の場所及び日時に本人が出席して入札書を提出することを原則とし、郵便をもって提出することができない。

3 入札参加者は、入札公告に入札に参加する者に必要な資格の確認に関する事項が記載されている場合には、入札参加資格確認通知書を持参しなければならない。

4 入札参加者は、代理人をして入札を行うことができる。この場合、当該代理人は、入札書の提出前に代理人の資格を示す委任状を入札執行職員に提出するものとし、入札書には代理人の表示をしなければならない。

なお、委任状には受任者の使用印を押印するものとする。

5 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

6 入札参加者は、次の各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を入札代理人にすることができない。

(1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

7 入札参加者又は入札参加者の代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず、その書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他法令の規定に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第5条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

(入札の執行等)

第6条 入札は、入札公告に示す日時及び場所において行うものとする。

2 入札は公開とする。

- 3 入札書を金額順に並べ、低い金額で入札した者から順に、入札書の記載事項を確認し、無効の入札を行った者があった場合には、当該入札参加者及び当該理由を読み上げるものとする。

(入札書の無効等)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

- (1) 第3条第2項に規定する方法以外の方法により提出された入札書
 - (2) 入札参加資格のない者が入札した入札書
 - (3) 入札時刻に遅れて入札した入札書
 - (4) 委任状を持参しない代理人の入札した入札書
 - (5) 同一の入札について、同一人が2通以上なした入札書又は入札参加者若しくはその代理人が他の入札参加者の代理し入札した入札書
 - (6) 鉛筆書きによる入札書
 - (7) 入札の日付がない入札書
 - (8) 金額の記入がない、金額を訂正した又は金額が判読できない入札書
 - (9) 発注者名、商号又は名称、押印のいずれかがない入札書
 - (10) 入札書の委託業務名が入札公告と一致しない又は記載されていない入札書（軽微な誤字、脱字等であって意思表示が明確であるものを除く。）
 - (11) 入札制度等監視委員会において談合の事実が確認された場合の入札書
 - (12) 上記(1)から(11)に掲げるもののほか、入札公告、入札心得において示した入札条件に違反して入札した入札書
- 2 入札制度等監視委員会において談合の事実が確認されなかった場合であっても、談合の疑いが払拭できないとされた場合は、その入札書を無効とする。

(落札者の決定)

第8条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(再度入札)

第9条 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付すものとする。

2 前項の入札を行ってもなお落札者がいない場合には、当該入札を打ち切ることがある。

3 第1項の入札には、第7条に規定する無効の入札をした者は参加することができないものとする。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第10条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせるものとする。

2 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(契約保証金)

第11条 契約保証金の納付等については、別に定めるところによる。

(契約書等の提出)

第12条 契約書を作成する場合においては、落札者は、契約権者が指示する契約書案に住所・氏名その他必要な事項を記載し、これに記名押印し、関係書類を添えて、契約権者が指定する日までに提出しなければならない。ただし、契約権者の書面による承諾を得て、この提出期限を延長することができる。

2 落札者が、前項に規定する日までに契約書案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

(質問及び異議の申立て)

第13条 入札参加者は、この心得に疑義がある場合は、その疑義について入札前において質問することができる。

2 入札書の提出後、この心得についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

附 則

この心得は、平成27年11月19日以降に入札執行に係る決裁を受ける業務について適用する。

別添

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、入札書の提出をもって誓約します。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。